

令和 8 年度事業計画

(事業計画書・収支予算書)

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 6 月 9 日

一般社団法人大日本水産会

目 次

第Ⅰ．事業実施計画

1．一般会務、政策推進活動等……………	1
2．魚食普及推進関係等……………	3
3．海務・労務、国際対策業務等……………	4
4．輸出促進、水産食品安全対策、加工流通対策等……………	1 0

第Ⅱ．令和8年度収支予算書

1．収支予算書……………	1 2
2．収支予算書総括表……………	1 3 ～ 1 4

第Ⅰ．事業実施計画

1．一般会務、政策推進活動等

（１）震災被災地への対応

- ・東日本大震災の被災地水産加工業の販路回復に向けて、復興水産加工業販路回復促進センターの構成団体として、９月に仙台で開催予定の「東北復興水産加工品展示商談会２０２６」において、被災地の水産加工業者支援のための水産加工業販路拡大セミナーを開催するほか、商談会に関連するオンラインを含めた事前セミナー、フォローアップセミナーを実施するとともに引き続きシーフードショーへの出展を誘致する。
- ・能登半島地震の被災地の水産関係者支援として、シーフードショーへの出展を誘致するなど、販路回復に向けたバイヤーとの商談機会を提供する。

（２）水産政策拡充対策

- ・「水産政策の改革」の円滑な推進に向け、政策要望含め業界の意見を集約し、政策、予算、税制改正等の陳情要望を行い、予算・税務委員会、白書説明会等を開催する。
- ・現在の水産業を取り巻く諸問題や各地の会員が抱える課題等について意見交換を行うため、全国６ブロックのうち２ブロックずつ会議を開催し、課題解決等に繋げる。
- ・漁船の代船建造対策については、本会と海洋水産システム協会が共同事務局である「漁船競争力強化プロジェクト」において、より実装に即した代船建造について関係団体と議論する。

（３）一般会務

- ・令和８年度水産功績者表彰（全国都道府県知事による推薦により令和８年１１月頃表彰式を開催予定）および新年賀詞交歓会（令和９年１月開催予定）を開催する。
- ・「第２８回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」を令和８年８月１９～２１日に、また「第２４回シーフードショー大阪」を令和９年２月に開催し、商談機会の提供、魚食普及、輸出促進を主たる目的として、効果的な運営を行う。また様々なセミナーを行うことで、業界に関する情報を提供する。
- ・水産関係団体、関係企業の協力を得て、全国水産高等学校カッターレース大会に協賛するとともに、全国水産高等学校長協会の活動を応援する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
令和8年度水産功績者表彰式	令和8年11月	赤坂インターシティAIR
新年賀詞交歓会	令和9年1月5日	赤坂インターシティAIR
第28回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー	令和8年8月19～21日	東京ビッグサイト
第24回シーフードショー大阪	令和9年2月	ATC ホール大阪
全国水産・海洋高校カッターレース大会（協賛）	令和8年7月	
全国水産・海洋高校食品技能コンテスト全国大会（協賛）	令和8年7月	

（４）水産業の持続的発展への取り組み

- ・「MEL 協議会」と連携し、GSSI（世界水産物持続可能性イニシアチブ）の承認を受けた MEL の認証水産物が海外の市場に受入れられるための体制づくりを支援するとともに、国内消費者に対する MEL の認知度向上に向けた普及活動の強化並びに流通加工・小売事業者における認証商品の取り扱い拡大を推進する。
- ・MEL に関心のある生産者、流通・加工事業者に対し、MEL の概要や取得にあたって必要となる手順・手続き等についての講習会を引き続き開催する。
- ・本会内に設立した「水産系プラスチック資材リサイクル推進協議会」（略称 Re:ism）において、使用済み水産系プラスチック資材の効率的な回収、新たな漁具・漁網等や商品へのリサイクルの仕組み構築を目指すほか、漁業、漁具・漁網製造、リサイクル、リサイクル商品開発等の関係者間の情報交換や技術開発の推進、消費者への認知度の向上を図る。
- ・本会、水産研究・教育機構、東京海洋大学、生物系特定産業技術研究支援センターの4機関による「水産業の成長産業化に向けた連携協定」に基づき、水産業界における諸課題の解決ならびに持続的な発展に向けたスタートアップ等による新技術の開発や社会実装等の支援に取り組む。

（５）広報関係

- ・月刊機関誌「水産界」、「水産手帳」については、内容の充実を図りつつ、それぞれの特色を生かしながら発行する。

事 項	期日・回数等
月刊機関誌「水産界」	1回／月発行
同 編集会議	1回／月開催
2027年版水産手帳	令和8年12月上旬

2. 魚食普及推進関係等

民間事業の「おさかな普及協議会」、国庫補助事業の「持続可能な水産物消費拡大推進事業」により魚食普及関連の活動に努めていく。

(1) ネットワーク活動

- ・水産関係団体・企業や個人の約7,200会員で構成する「おさかな食べようネットワーク」へ毎月配信しているメールマガジンと、HPへ蓄積される魚食情報を活用しながら全国各地の魚食普及活動の連携を推進し、水産物の消費拡大に取り組むとともに、ネットワーク会員の拡大等により全国における魚食普及体制を構築する。
- ・HPにおいて、教育現場で活用できる食育プログラムや資料を掲載するほか、全国の教育者、水産関係者等が求める魚食情報の発信に努めるなど、ニーズに合わせた記事を作成し、閲覧者数の増加およびネットワーク会員の拡大を図る。
- ・ネットワーク会員や教育現場、各地の市場等での活動を応援するために、ぬりえをはじめとした魚食普及関連資料を提供する。
- ・ニュース番組などからの依頼に対応しながら水産業界の担う役割や環境配慮等の情報を提供する事で、水産業の明るい話題が消費者に届くように働きかける。

(2) おさかな学習会

- ・小学校を中心とした「おさかな学習会」等の出前授業を継続する。また、限られた予算の中で年々増加する全国から要望に対応するため、遠方からの要望に対してはオンライン授業や講師不在型プログラムの提供等により支援する。
- ・全国の教育現場や給食時の食育支援となる資料を作成し、HPで紹介する。
- ・ぬりえ等の資料を教育用途は印刷フリーとしてHPに公開するなど、作成した資料を最大限活用してもらう仕組みづくりを進める。

(3) 地域活動・イベント等との連携・協働

- ・農林水産省による食育推進全国大会、Fish-1 グランプリ等への参加を通じて、官民連携した消費拡大活動に取り組む。また、各地域と連携し活動するほか、全国で実施されている市場まつりをはじめとした魚食普及推進活動を積極的に支援する。
- ・全国のイベントやプログラムの中から、全国共通となるプログラムを紹介するなどし、市場関係団体と連携する中で、市場担当者が継続して開催可能なイベントやプログラムの考案・紹介を行い魚食普及活動の活性化を図る。

（４）水産物消費嗜好動向調査の実施

- ・水産物消費拡大に関する調査テーマの決定と調査を実施する。

（５）魚食普及貢献者への感謝状贈呈

- ・おさかな普及協議会推進委員会の各団体より推薦を受けた魚食普及活動者を推進委員により銓衡し、水産功績者表彰式の際にて感謝状を贈呈する。

（６）持続可能な水産物消費拡大推進事業および魚食普及推進事業

- ・学校給食における水産物の利用を促進するため、全国の栄養教諭・学校栄養士に向けてオンラインを含めたおさかな研修会等を実施する。
- ・栄養教諭等が教育現場で実施・利用可能な食育授業のプログラム・資料を作成する。

事項・内容等	期日	場所等
おさかな普及協議会推進委員会 メルマガ発信	令和８年５月、１０月 毎月	本会会議室 －
魚食普及貢献者感謝状贈呈式	令和８年１１月	赤坂インターシティAIR
栄養士・給食関係者研修会	令和８年４月～令和９年３月	本会会議室等
親子おさかな学習会（シーフードショー）	令和８年８月	東京国際展示場
小学生おさかな学習会（シーフードショー）	令和９年２月	大阪ATCホール
小学校等おさかな学習会	令和８年５月～令和９年２月	首都圏小学校他
各種イベント参加・実施	令和８年４月～令和９年３月	全国各地

３．海務・労務、国際対策業務等

（１）漁業労働対策

（漁業就業者育成・確保対策）

- ・全国漁業就業者確保育成センターと連携し、漁業就業に関する事業の情報を業界団体等に提供する。
- ・全国水産高等学校長協会および文部科学省、水産研究・教育機構と連携し、水産高校や水産大学校において漁業の魅力を伝える漁業ガイダンス・養殖業ガイダンス等を開催し、新卒者の水産業界への人材受入れの促進を図る。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
水産高校生向け漁業・養殖業ガイダンス	令和８年４月～令和９年３月	水産高校等
大学生向け漁業ガイダンス（講義）	令和８年６月～令和９年３月	水産大学校

（外国人漁業技能実習）

- ・令和９年４月に育成就労制度が開始されることから、情報収集するとともに、関係

者からの問合せに対応する。

- ・水産庁設置の「漁業技能実習事業協議会」に構成員および共同事務局として参画し、漁船漁業・養殖業職種における技能実習の適正な実施および実習生の保護に資する取組みについて協議する。

漁船漁業職種

事項・内容等	期日・回数等	場所等
漁船漁業技能評価試験（初級）	令和8年3月～令和9年3月（64回実施予定）	新温泉町他
漁船漁業技能評価試験（専門級）	令和8年4月～令和9年3月（65回実施予定）	新温泉町他
漁船漁業技能評価試験（上級）	令和8年3月～令和9年3月（26回実施予定）	新温泉町他
漁船漁業技能評価委員会	令和8年4月～令和9年3月（12回実施予定）	本会会議室

養殖業職種

事項・内容等	期日・回数等	場所等
養殖業技能評価試験（初級）	令和8年4月～令和9年3月（58回実施予定）	大竹市他
養殖業技能評価試験（専門級）	令和8年4月～令和9年3月（63回実施予定）	大竹市他
養殖業技能評価試験（上級）	令和8年3月～令和9年3月（17回実施予定）	大竹市他
養殖業技能評価委員会	令和8年4月～令和9年3月（12回実施予定）	本会会議室

（外国人材受入総合支援事業）

- ・在留資格「特定技能」制度による外国人の受入れ増加に伴い、漁業に従事する外国人の漁村地域での円滑な共生を図るため、関係省庁、中央漁業団体と連携し、漁業協同組合等が行う相談窓口の設置、生活ガイダンスの開催、巡回指導等を支援する。
- ・就労を希望する外国人の漁業に関する必要な知識・技能および日本語能力について、一定水準を満たすものであるか確認するため、海外および国内で1号漁業技能測定試験（漁業・養殖業）を実施し、その総合的な管理・運営に努める。また、国内において2号漁業技能測定試験（漁業・養殖業）を実施する。
- ・水産庁設置の「漁業特定技能協議会」に構成員および共同事務局として参画し、漁業分野の実情を踏まえた制度の適正な運用に資する取組みについて協議する。
- ・育成就労制度における試験実施に向けて、教材・試験問題の作成等を行う。

（2）海務・労務関係対策

- ・令和8年2月より改正船員法・船舶職員法が施行されたため、漁業団体や漁業会社

が滞りなく改正法に対応できるよう国土交通省からの説明の場を設ける。

- ・ILO 漁業労働条約について、引き続き関係官労使間で意見の交換・集約等を行う。
- ・日本船舶技術研究協会や日本海難防止協会、船員災害防止協会等が実施する検討会に参加し、漁船および漁船員に関する国際的な規制に関する情報把握に努める。
- ・洋上風力発電については、引き続き本会と沖合漁業団体や再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）等との間で意見交換を実施するほか、必要に応じて政府関係者からの説明の場を設置し、対応する。
- ・海底直流送電や海底ケーブル敷設・修理工事について、漁船漁業の操業に影響を与える事業が増加していることから、水産庁および関係漁業団体とともに調整に努める。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
海上特別委員会	令和8年5月上旬	本会会議室
海務・労務委員会	令和8年4月～令和9年3月（年6回程度開催予定）	本会会議室

（３）漁船の基地港の周辺地域での地域に根差した基本訓練（実技講習）の実証訓練

- ・昨年度に引き続き、漁業関係者と現地協力体制を構築しながら基本訓練（実技講習）を実施する。

（４）漁業経営安定対策

- ・担い手代船取得支援リース事業については、リース料の一部助成を行う。

事 項	内容・場所等
担い手代船取得支援リース事業	2 隻（鳥取県漁協）

（５）水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

- ・海技士不足に対応するため、漁業団体と協力・連携しつつ、4 級および5 級船舶職員養成課程を持つ水産高校に出向き、令和9 年度の乗船実習コース受講希望者を募る。加えて、令和8 年度の乗船実習コース実習生が円滑に乗船実習を修了できるよう、実習期間全般にわたって管理業務を行う。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
令和8 年度水産高校卒業生を対象とした 海技士養成事業	令和8 年4 月～令和9 年3 月	船舶職員養成施設 認定水産高校等

（６）海技士確保支援事業

- ・海技士になるために必要な各講習を受講した漁船乗組員を雇用する漁業会社に対し、

講習に要する費用の一部助成を行う。加えて、令和８年度の水産大学校・乗船実習コース（機関）に雇用船員を派遣する事業者に対して、掛かり増し経費を助成する。

- ・地域における基本訓練（実技講習）の講師育成費用の助成や、基本訓練や漁ろう操船講習の体制整備を行う。

（７）機材整備事業

- ・日本財団の助成事業として、新たに交付予定の助成金と前年度からの繰越金を活用し、漁船の基地港周辺地域において基本訓練（実技講習）を実施するための機材調達を進める。

（８）国際対策会議、多国間、資源管理関係

- ・資源管理・海洋環境問題については、自然資源保全協会（GGT）等と連携し、情報を収集の上、関係団体と意見を交換しながら対応する。
- ・国際漁業問題については、国連、国連食糧農業機関（FAO）をはじめとする国際機関の動向を注視しながら、関係団体と連携し、主体的かつ迅速で的確な対応に努める。
- ・我が国の水産資源の持続的利用に係る取組みについて、国際的な会議やイベント等の機会を活用し、国際社会に PR する。
- ・国際社会で関心の高まっている気候変動および海洋プラスチックごみ問題について、情報を収集の上、関係団体と意見を交換しながら対応する。
- ・漁業労働については、人権問題が世界的に注目を集めている状況を鑑み、情報を収集の上、関係団体とも意見を交換しながら対応する。
- ・国際的な漁業および海洋環境問題への対応については、政府と十分な連携を図り、対応する。
- ・新資源管理導入円滑化等推進事業において、混獲回避型休漁支援事業、相互扶助漁獲支援事業を実施し、漁業協同組合等に対して助成金を交付する。また、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）において漁獲能力（隻数）の削減が勧告されたことにより、特定漁業に指定された遠洋まぐろはえ縄漁業の対象者に対して国際漁業再編対策事業を実施し、助成金を交付する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
国際対策委員会 ICFA 年次会合	年４～５回開催 令和８年４月	本会会議室 イタリア・ローマ

（９）民間団体協議等

- ・ **韓国関係**については、事故防止および操業秩序の確立のため、安全操業協定に基づく操業秩序維持等について、韓国水産会および両国の関係漁業団体との間で協議する。
- ・ また、日本海北部暫定水域における漁場利用の検討のために政府と関係漁業団体により構成される協議に参加する。その他、韓国側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、周知に努める。
- ・ **中国関係**については、未完の事故処理の解決に努めるとともに、事故防止および操業秩序の確立のため、安全操業協定に基づく操業秩序維持等について、中国漁業協会および両国の関係漁業者・団体との間で協議する。また、中国側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、周知に努める。
- ・ **台湾関係**については、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めに係る実施状況を注視しながら、水産庁、関係漁業者・団体と連携し、対応する。
- ・ また、漁船間事故が発生した場合や海上事故処理制度の運用等について、中華民国全国漁会との間で協議するほか、台湾側の情報（漁業現況、規制変更他）を収集し、周知に努める。
- ・ **日中韓三カ国関係**については、操業秩序維持、資源管理、海上事故防止等について中国漁業協会、韓国水産会と協議する。
- ・ **ロシア関係**については、政府間の協議に民間漁業団体の代表として参加する。また両国関係者による意見交換等の交流の機会を設けるとともに、機材供与の基本協定を締結し、さけ・ます漁業関係の協力事業、地先沖合漁業関係の協力事業等を実施するなど、我が国の北洋漁業の安定的操業確保を図る。

（１０）持続的海洋水産資源利用体制確立事業

- ・ 海外漁業協力財団と連携し、マグロ類や鯨類等海洋水産資源等の持続的利用に関する考え方を関係国漁業者へ普及するためのワークショップを開催する。
- ・ 上記以外の各国との漁業関係についても、当該国の来日の際に我が国関係者との意見交換の機会を設けるなど、対応する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
1. 韓国関係		
日韓民間漁業者団体間協議	年1～2回開催	日本および韓国
北部暫定水域の交代利用に係る協議	年1～2回開催	日本および韓国
漁船間事故処理実務者協議および合同委員会	年1～2回開催	日本および韓国
日韓民間いか釣り漁業協議	令和8年4月	日本
日韓まき網漁業者当事者間協議	令和8年5月	日本
日韓べにずわいがに漁労長会議	令和8年8月	韓国
日韓民間漁業協議会	令和8年12月	日本
日韓はえ縄漁業者当事者間協議	令和9年1月	日本
日韓まき網漁労長会議	令和9年2月	日本
2. 中国関係		
日中事故処理委員会	年2～3回開催	日本および中国
日中まき網漁業者当事者間協議	令和8年7月	中国
日中民間漁業協議会	令和8年9月	日本
緊急避泊協力覚書に係る会議	令和9年1月	日本
日中いか釣り漁業者当事者間協議	令和9年1月	中国
日中さんま漁業者間交流	令和9年2月	日本
3. 台湾関係		
日台事故処理委員会	年1～2回開催	日本および台湾
日台旋網漁業者当事者間協議	令和8年5月	日本
日台民間漁業協議会	令和8年11月	台湾
日台さんま漁業者間交流	令和9年3月	日本
4. 日中韓三カ国関係		
日中韓民間漁業協議会	令和8年10月	中国
5. 国内対策		
事故防止現地協議会	令和8年8月	日本
6. ロシア関係		
日ロ漁業委員会第43回会議	令和8年12月	日本
日ロ漁業合同委員会第43回会議	令和9年3月	日本
さけ・ます政府間交渉	令和9年3月	日本
7. 持続的海洋水産資源利用ワークショップ	年7～8回開催	オーストラリア他

4. 輸出促進、水産食品安全対策、加工流通対策等

(1) 水産物輸出関連対策

(水産物・水産加工品輸出拡大協議会)

- ・水産物の輸出機会の開拓と拡大を図るため、農林水産省が設置した「農林水産物等輸出促進全国協議会」に水産分野の幹事団体として引き続き参画し、情報収集、関係業界への周知等、輸出促進のための環境を整備する。
- ・平成27年2月に設立した水産物・水産加工品輸出拡大協議会（会員12団体）の事務局として、海外での水産物や和食セミナーの開催、食品見本市への出展団体の取り纏め、季節に応じた様々な魚種の組合せによる周年供給体制の実現や、日本産水産物の認知度向上・ブランド化、有望国へのマーケティング、海外商談会の開催等を通じ、オール水産体制でのジャパンプランドの確立を図り、水産物輸出拡大のスピードアップに努める。
- ・また、令和2年12月に決定された、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略により輸出重点品目が設定され、輸出重点品目毎の品目団体が設立されたことから、これら品目団体およびJETRO等とも連携し、輸出拡大に取り組む。
- ・日本産水産物輸出の一層の拡大を図るため、令和7年2月にJETRO、JFOODOと本会の三者により、「日本産水産物の輸出促進に向けた連携協定」が締結されたことから、本協定に沿い、海外向け商流構築およびプロモーションの強化に取り組む。

(2) 水産食品品質確保対策・加工流通対策

- ・水産食品・安全表示部会において、HACCP 認定工場の全国的な拡大および被災地域における復興施設の HACCP 認定促進に取り組む。
- ・日本食品認定機構と連携し、米国向け HACCP 認定の促進や、EU への水産物輸出促進に向けた農林水産省による EU・HACCP 認定の加速化に努め、認定施設の増加等を支援する。
- ・水産食品品質高度化協議会の開催に合わせて、水産食品における品質衛生高度化への取組みに関するセミナーを行う。
- ・農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち、輸出環境整備推進事業（輸出先国規制対応支援）の水産加工場品質・衛生管理指導について、SCP&SSOP 講習会など水産食品の品質・衛生管理レベルの向上を目指した講習会や、専門家による現地指導事業を実施する。

- ・ HACCP 講習会は、東京のほか、地方開催の要請に可能な限り応えることとする。
- ・ 優良衛生品質管理市場・漁港認定に引き続き対応する。

事項・内容等	期日・回数等	場所等
水産食品・安全表示部会 水産食品品質高度化協議会 HACCP 講習会 一般的衛生管理講習会 SCP&SSOP 講習会および HACCP 講習会 1 日コース 優良衛生品質管理市場・漁港認定	適宜開催 令和 8 年 5 月 年 1 8 回開催 約 8 回 約 1 5 回 適宜開催	本会会議室等 東京都内他 東京都内他 東京都内他